

# 生ごみ処理機器等購入費助成制度のご案内

東久留米市では、家庭や事務所等から出される生ごみの減量を促進するため、生ごみ処理機器等（中古品を除く）を購入された方に対し、助成金を交付します。

## 【対象者】 以下のすべてに該当する方が対象です。

- ☑ 東久留米市内に住民登録又は事務所等を有する方。
  - ☑ 生ごみ処理機器等を購入し、市内に設置し継続的に使用できる方。
- ※生ごみ処理機器等の活用状況について、アンケート等をお願いする場合があります。

## 【対象機器】 「電気式」生ごみ処理機は助成対象外です

### ① 生ごみ堆肥化容器

生ごみの減量や堆肥化が可能な、電気を使用しない容器。

※ダンボールコンポスト以外がこの区分です。



### ② 発酵促進剤・基材

生ごみの発酵を促進するもの及び基材。



### ③ ダンボールコンポスト

ダンボール箱を利用して生ごみを堆肥化するために専用に作られた製品。



対象	限度数量 (1世帯または1事務所等あたり)	交付額 (100円未満切捨)	限度額
生ごみ堆肥化容器	2基	購入金額*の1/2相当	1基ごとに10,000円
発酵促進剤・基材	—	購入金額*の1/2相当	年度ごとに2,000円
ダンボールコンポスト	4セット	購入金額*の1/2相当	1セットごとに5,000円

## (\*) 購入金額

- ・仮想通貨(ポイント等)ではなく、日本円での支払いのみ対象。
- ・送料・手数料・延長保証サービス料・販売店のポイントやクーポン使用分等は除く。
- ・付属品は、製品の初回使用に必須のもののみ対象。別売品、オプション品等は除く。

<注意>ポイント使用やオプション品の同時購入等により、助成対象品の購入金額が不明な場合は助成対象外となります。

# 申請手順

## 【必要書類】

- ① **申請書**（市指定様式）
- ② **領収書**（購入者名・購入店・購入日・購入品名・購入金額が記載されたもの）
  - ※ 記載が不足している場合は、合わせて明細書やレシートの添付が必要です。
  - ※ 請求書、納品書、明細書等、領収書以外の書類のみでは受付できません。
- ③ **保証書又は取扱説明書の写し**（製品名称・型番が記載されたもの）
  - ※ 発酵促進剤及び基材については、不要です。
- ④ **その他**（以下に該当する場合）
  - <申請者が事業者の場合>
  - ・市内に事務所等があることがわかる書類（法人登記事項証明書の写し等）

## 【申請方法】

購入後6か月以内に、以下のいずれかの方法で【必要書類】を提出してください。

### ① 窓口申請

<受付場所> ごみ対策課（八幡町2-10-10）または、環境政策課（市役所本庁舎5階）

<受付日時> 月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時（正午～午後1時を除く）

※ 祝日、休日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く。

### ② 電子申請

パソコンやスマートフォン等からいつでもお手続きが可能です（メンテナンス時等は除く）

## 【その他】

- ・ 予定台数に達した場合は、受付を終了します。（先着順での受付です。）
- ・ 交付の可否は、申請から1～2カ月後に交付又は不交付決定通知書により申請者へ通知します。
- ・ 交付決定通知から助成金振込までは1カ月程度かかります。

「電子申請」及び「交付申請書」は  
市HPをご覧ください

